広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百六十二号。以下「細則」という。）第三条第一項及び第十一条第一項の規定によって、家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施する。

なお、日時及び場所は、新型コロナウイルス感染症の影響により、変更する場合がある。

令和四年五月三十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　家畜の種類

牛

二　講習会などの日時

1　講習会

令和四年七月八日（金）から八月九日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

2　修業試験

令和四年八月十日（水）午前九時から午後五時まで

三　講習会などの場所

1　講習会

㈠　講義

広島県立農業技術大学校（庄原市是松町五五番一号）

広島県立総合技術研究所畜産技術センター（庄原市七塚町五五八四番）

㈡　実習

広島県立総合技術研究所畜産技術センター（庄原市七塚町五五八四番）

2　修業試験

広島県立農業技術大学校（庄原市是松町五五番一号）

四　講習科目

1　学科

区分	科目	時間数
一般科目	畜産概論	四
	家畜の栄養	三
	家畜の飼養管理	三
	家畜の育種	七
	関係法規	五

専門科目	生殖器解剖	五
	繁殖生理	一三
	精子生理	七
	種付けの理論	四
	人工授精	一七

2　実習

区分	科目	時間数
実習	家畜の飼養管理	四
	家畜の審査	七
	生殖器解剖	四
	発情鑑定	六
	精液精子検査法	八
	人工授精	四五

五　講習対象者

1　県内の畜産関係施設で研修を受けているもの

2　公立大学法人県立広島大学の在学生で、学長の推薦するもの

3　広島県立農業技術大学校の在学生で、学校長の推薦するもの

4　県内の畜産関係機関及び団体などの勤務者で、家畜改良増殖に関する業務を行っているもの

5　家畜人工授精業務を行う予定の者（県内において当業務を行う予定の者とする）

六　講習定員

二十人程度（定員に達し次第、受付を終了する）

七　受講手続

1　受講願及び履歴書の提出期限

令和四年六月二十四日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）

郵送の場合は、令和四年六月二十四日（金）必着にて受け付ける。

ただし、提出期限までに受講申込が定員に達した場合は、その時点で受付を終了する。

2　受講願及び履歴書の提出先

広島県農林水産局畜産課（〒七三〇―八五一一　広島市中区基町一〇番五二号）又は

住所地を所轄する家畜保健衛生所

郵送する場合は、封筒の表に「講習会受講願在中」と朱書すること。

なお、前記五2及び3に該当するものにあっては、学長又は学校長が取りまとめて提出すること。

八　受講手数料

一万八千二百円

この手数料は、一万八千二百円に相当する額の現金で手数料納付窓口にて納めること。

また、この手数料は、県が発する納付書により納付することもできる。納付書による納付を希望する場合は、申請窓口に問い合わせること。この場合、あらかじめ当該納付書により手数料を納付し、払込証明書を受講願に添付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

九　受講及び修業試験の免除

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十四条の二の規定によって受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、細則第十二条の規定によって、細則別記様式第三号の受講等免除願及び細則別記様式第四号による学科目取得証明書を受講願の提出期限までに提出すること。

十　受講者の決定

受講者を決定後、本人に通知する。

十一　合格者の公表

試験実施日から起算して一か月以内に合格者の氏名を広島県報に登載するとともに、本人に合格証を交付する。